

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 172

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		敬老会開催	6	回	13,450
		75歳・81歳祝品贈呈	8,305	人	17,826
		長寿祝い品贈呈	315	人	2,677
		その他 ()			

(2) 事業実績	75歳以上の高齢者を対象に、杉並区敬老会(式典・八代重紀歌謡ショー)を2日間計6回開催しました。また、75歳81歳の方にカタログギフトによる祝い品を贈り、100歳以上の方にカタログギフト、肌着セット、補聴器具から1点選択していただく形で祝い品を贈りました。さらに、在宅で生活している最高齢者(男女1名ずつ)に区長が訪問し、直接祝い品を贈呈しました。
----------	--

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	事業(敬老会)を開始した当時は娯楽の少ない時代でしたが、現在は日常的に趣味や娯楽を楽しむ時代です。75歳以上の高齢者人口(区総人口に対する比率)は、昭和27年2,993人(0.8%)から平成24年の55,737人(10%)へ推移しています。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	敬老会の開催内容については、歌謡ショー以外の落語やクラシックコンサートを希望する声がありました。23年度は申込者が会場の定員を超えたため抽選を行い、落選者が出たことに対して、苦情が多数寄せられました。 敬老祝い品のカタログギフトは選択肢が多く、個人の嗜好に合わせて、選択できるのでお礼のことも多数ありますが、自由に好きなものが購入できる商品券や現金を希望される意見も多数ありました。対象年齢について一般的な長寿の祝い年ではないという意見もありました。
	今後の予測	高齢化に伴い、対象者が増加していくとともに、ますます価値観の多様化が進みます。敬老会、敬老祝い品の内容の見直しが必要となってきます。

評価と課題	敬老会では平成15年から歌謡ショーを行っていますが、他の催し物を希望するなど、イベントに対する興味関心は多様化しています。また対象者の増加で、現在の開催形式では対応が困難となる可能性があり、参加者の安全を考慮した事業の見直しが必要です。 敬老祝い品のカタログギフトは交換率が高く好評ですが、祝い品を商品券や現金にしてほしいという意見があります。また長寿を祝うとする対象年齢について、一般的ではないという意見も多数ありますので、他区の状況なども参考にして、事業の見直しが必要です。
-------	--

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input checked="" type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
	II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input checked="" type="radio"/> 実施方法の変更	
敬老会、敬老祝い品は区民の関心も高い事業ですが、長年同じ形式で継続しているので変化を求める声が増えています。今後も対象者数が増加し、ライフスタイルや価値観が多様化するため、現在の形の敬老会、お祝い品の贈呈を見直し、時代の変化に合った敬老事業を検討する必要があります。			

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	長寿応援ポイント事業	款	4	項	1	目	2	事業	36	整理番号	173		
担当部課名	保健福祉部高齢者施策課	係名	長寿応援ポイント担当			連絡先電話番号	1166			昨年度整理番号	178		
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部高齢者施策課							予算事業区分	既定事業			
事業開始		平成	▼	21	年度							<input type="checkbox"/> 主要事業	
事務事業の概要	対象		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠 (1) 杉並区長寿応援ポイント事業実施要綱 法令等 (2) 杉並区長寿応援ポイント事業運営委員会設置要綱					
	地域貢献活動、健康増進活動等は60歳以上の区民 いきがい活動は、75歳以上の区民												
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		活動指標名(式)										
	○高齢者の社会参加を促進し、活動がより活発になることで、高齢者自身の健康増進やいきがいの向上を図るとともに、要介護状態になる年齢を遅らせます。 ○お互いや地域のための「支えあい」の活動が進展するようにします。		(1) 活動登録グループ件数(累計) (2) ポイント交換者数										
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標											
○区が認定した「地域貢献活動」等へ高齢者が参加したときにポイントを配布する。 ○貯めたポイントは、区内共通商品券との交換及び地域活動団体の助成を行うため設置した長寿応援ファンドへの寄付に活用する。 ○円滑な事業運営を図るため、長寿応援ポイント事業運営委員会を設置する。 ○業務は民間事業者へ委託する。		成果指標名(1) (代)週2回以上外出している高齢者の割合 算定式・指標の説明等 区民意向調査による 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等											
区分		単位	21年度		22年度		23年度		24年度		計画(目標値)に対する23年度の達成率 %		
			実績		計画	実績		計画(目標値)	実績				
指標	活動指標(1)	① 件	923		1,500	1,096		1,500	1,135		1,620	75.7	
	活動指標(2)	② 人			2,000	2,712		4,000	5,484		5,000	137.1	
	成果指標(1)	③ %	89.4		87.0	89.1		90.0	83.8		90.0	93.1	
	成果指標(2)	④											
総事業費・コスト把握	事業費	⑤ 千円	20,722		69,147	53,105		79,774	71,996		79,229	23年度予算執行率% 90.2	
	(内)投資的経費等	⑥ 千円	0		0	0		0	0		0	特記事項	
	(内)委託費	⑦ 千円	14,063		43,923	34,429		29,458	29,443		29,248		
	職員数(常勤 非常勤)	⑧ 人	1.59	0.00	2.00	0.00	2.25	0.30	2.00	0.10	2.00		0.00
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨ 千円	14,118		17,840	20,070		17,800	17,800			17,800
		(内)非常勤職員分	⑩ 千円	0		0	885		308	0			0
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪ 千円	34,840		86,987	74,060		97,882	89,796		97,029		
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫ 円	37,746		57,991	67,573		65,255	79,115		59,894		
	財源	受益者負担分	⑬ 千円	0		0	0		0	0			0
		国からの補助金等	⑭ 千円	0		0	0		0	0			0
都からの補助金等		⑮ 千円	0		16,786	16,786		17,251	17,251		17,254		
その他の補助金等		⑯ 千円	0		0	0		0	0		0		
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰ 千円	0		16,786	16,786		17,251	17,251		17,254		
差引:一般財源(⑪-⑰)		⑱ 千円	34,840		70,201	57,274		80,631	72,545		79,775		
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲ %	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0			

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 173

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		運営委員会事務費	22	回	563
		普及啓発費			5,418
		事務運営委託等			66,015
		その他 ()			0
	(2) 事業実績	情報誌「長寿応援ポイント登録活動団体のご案内」を作成し登録活動を紹介しました。また、事業周知のため普及啓発グッズを作成したほか、事業案内記事を毎月広報すぎなみに掲載しました。平成23年度は初めて長寿応援ファンドを活用し、地域に貢献する6活動に助成を行いました。また、事業効果をはかる一環として、参加高齢者及び活動団体にアンケート調査を行いました。平成23年度末の登録活動件数は1,135活動、ファンドへの寄付金額は6,308,000円です。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成23年度末の65歳以上人口は105,991人で、そのうち介護保険認定者は22,028人です。平成23年3月の杉並区高齢者実態調査報告書によれば、65歳以上でボランティア活動を行っている高齢者は6.3%、趣味のサークルやクラブ活動を行っている高齢者は22.6%です。一方、65歳以上になると個人で行う趣味の活動が最も多く38.1%となっています。また、週2回以上外出している高齢者は84.1%で、生活に生きがいを感じている高齢者は81.0%です。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	ポイントが配られることで「参加意欲が向上する」「新しい方も参加するようになった」等の声や、友人が増えたなど大変好評です。ポイント交換で得た商品券は様々な目的で活用されています。また、寄付をして社会の役に立てることがうれしいとの声があります。一方、対象年齢を下げしてほしいとの要望があります。長寿応援ファンド助成を受けた活動団体からは、助成を受けたことにより「団体の知名度が上がり活動の場が大きく広がった」「安定した活動で多くの協力者を得ることができた」等の実施結果が報告されました。
	今後の予測	今後も、高齢者人口の増加とともに、事業参加者も増加する見込みです。さらに多くの高齢者に事業を周知し参加してもらうため、広報紙等での周知に留まらず、町会等の活動現場を訪問するなど丁寧な周知活動を行う必要があります。
	評価と課題	参加高齢者に実施したアンケート調査では、「楽しみが増えた」「新たな参加者が増えた」「参加者同士のつながりが強くなった」など好評な意見が多くありましたが、さらに多くの高齢者が参加できるよう事業を周知するとともに、必要な見直しを行うことが課題です。また、長寿応援ファンドと新たに創設された次世代育成基金の助成活動の整合を図ります。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更
		参加者の拡充を図るとともに、独自の調査を行うほか他自治体の取組みを調査研究し、改善点の洗い出し及び事業の今後の方向性を検討します。	

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		老人保健医療諸費等		款	4	項	1	目	2	事業	37	整理番号	174	
担当部課名		保健福祉部国保年金課		係名	高齢者医療係		連絡先電話番号	1283		昨年度整理番号				
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部国保年金課		予算事業区分				新規事業						
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	58	年度									<input type="checkbox"/> 主要事業
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等		(1) 老人保健法 (2) 補助金に係る予算執行の適正化に関する法律					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○老人保健制度に係る給付や事務処理手数料等を支払います。		活動指標名(式)		(1) 老人保健制度に係る医療費支払い件数(現物+現金) (2) 審査支払手数料等支払い件数								
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○老人保健制度に係る給付や事務処理手数料等を支払う。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標								
				成果指標名(1)		(代)老人保健制度に係る医療費支払い件数								
				算定式・指標の説明等										
				成果指標名(2)										
				算定式・指標の説明等										
区分		単位	21年度		22年度		23年度		24年度		計画(目標値)に対する23年度の達成率 %			
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画	実績					
指標	活動指標(1)	①	件				2	3	1	150.0				
	活動指標(2)	②	件				1	3	0	300.0				
	成果指標(1)	③	件				2	3	1	150.0				
	成果指標(2)	④												
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円				5,177	3,640	1,272	23年度予算執行率% 70.3				
	(内)投資的経費等	⑥	千円				0	0	0	特記事項 平成22年度までは老人保健特別会計で処理していましたが、平成23年度から一般会計で処理することとなりました。				
	(内)委託費	⑦	千円				3	0	1					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人				0.30	0.00	0.30	0.00	0.10	0.00		
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	0	0	0	2,670	2,670	890				
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0	0				
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	0	0	0	7,847	6,310	2,162					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円				3,923,500	2,103,333	2,162,000					
	財源	受益者負担分	⑬	千円				0	0	0				
		国からの補助金等	⑭	千円				570	0	1				
		都からの補助金等	⑮	千円				140	0	1				
その他の補助金等		⑯	千円				797	775	8					
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	0	0	0	1,507	775	10					
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	0	0	0	6,340	5,535	2,152					
受益者負担比率⑬÷⑪		⑲	%				0.0	0.0	0.0					

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 174

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		療養の給付	3	件	250
		支払基金等返納金	1	件	3,390
		その他 ()	0		
(2) 事業実績	老人保健制度による平成20年3月までの診療分に係る、医療費の現物給付、事務手数料の支払いや支払基金の超過交付金の返納等を行いました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成19年度をもって老人保健制度が終了し、20年4月から後期高齢者医療制度に移行しました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	老人保健制度は廃止から4年経ちましたので、区民からの意見はありません。
	今後の予測	老人保健制度は平成20年度から後期高齢者医療制度に移行しました。今後は平成20年3月までに係る給付や事務処理経費等の支払いのみとなります。
評価と課題	老人保健制度は平成19年で終了し、平成20年3月までに係る給付や事務処理経費等の支払いのみとなります。これに伴い、老人保健特別会計は22年度をもって廃止され、23年度からは一般会計で処理しています。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充	<input type="radio"/> 現 状 維 持	<input checked="" type="radio"/> 縮 小	<input type="radio"/> 廃 止
	II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更	<input type="radio"/> 実施方法の変更			
業務が終了した場合には、事業は廃止となります。						

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		介護従事者処遇改善臨時特例基金への積立		款	4	項	1	目	2	事業	43	整理番号	178	
担当部課名		保健福祉部介護保険課		係名	管理係			連絡先電話番号	1313		昨年度整理番号	183		
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部介護保険課		予算事業区分		臨時事業								
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	20	年度									<input type="checkbox"/> 主要事業
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等		(1) 介護従事者処遇改善臨時特例基金条例					
	第一号被保険者							(2)						
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○第4期事業計画における第一号被保険者の保険料の上昇を抑制します。		活動指標名(式)		(1) 基金利子								
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○国から交付された介護従事者処遇改善臨時特例交付金を基金に積立しているが、その基金運用から発生する利子をさらに基金に積み立てる。		成果指標		※(代)=適当な指標がない場合の代替指標									
			成果指標名(1)		年度末現在基金残高									
			算定式・指標の説明等											
			成果指標名(2)											
			算定式・指標の説明等											
区分		単位	21年度		22年度		23年度		24年度		計画(目標値)に対する23年度の達成率 %			
			実績		計画		実績		計画(目標値)		実績			
指標	活動指標(1)	①	千円	3,341	2,094	2,094	941	941	0	100.0				
	活動指標(2)	②												
	成果指標(1)	③	千円	245,308	132,376	132,628	17,238	17,535	0	101.7				
	成果指標(2)	④												
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	3,341	2,094	2,094	941	941	0	23年度予算執行率% 100.0				
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 基金利子による運営です。この事業は23年度で終了し、年度末残高を国に返還します。				
	(内)委託費	⑦	千円	0	0	0	0	0	0					
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.15 0.00	0.15 0.00	0.15 0.00	0.15 0.00	0.10 0.00	0.00 0.00					
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	1,332	1,338	1,338	1,335	890				0	
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0				0	
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	4,673	3,432	3,432	2,276	1,831	0					
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	1,399	1,639	1,639	2,419	1,946	0					
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0				0	
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0				0	
		都からの補助金等	⑮	千円	0	0	0	0	0				0	
		その他の補助金等	⑯	千円	3,341	2,094	2,094	941	941				0	
		特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	千円	3,341	2,094	2,094	941	941				0	
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	1,332	1,338	1,338	1,335	890	0					
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 178

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		積立金	1	件	941
		その他 ()			0
	(2) 事業実績	介護従事者処遇改善臨時特例基金を平成21年3月に造成しました。基金運用により発生した利子を基金へ支出し、積み立てています。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	20年度 基金造成 359,521千円 利子額0円 21年度 利子額 3,341千円 22年度 利子額 2,094千円 23年度利子額 941千円
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	事業に対する住民の意見はありません。
	今後の予測	介護従事者処遇改善臨時特例基金の平成23年度末の解散に伴い、この事業も23年度で終了しました。
	評価と課題	平成21年度の介護報酬の改定により、介護保険料の上昇を抑制するため国からの交付金により基金を造成しましたが、基金から生じる利子を基金に積み立てるのがこの事業です。この基金と介護保険給付費準備基金を計画的に取り崩すことにより、21年度からの介護保険料については、基準保険料額で月額200円低く抑えました。介護従事者処遇改善臨時特例基金の平成23年度末の解散に伴い、この事業も23年度で終了しました。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input checked="" type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	身体障害者福祉措置	款	4	項	1	目	3	事業	1	整理番号	179		
担当部課名	保健福祉部障害者施策課	係名	管理係			連絡先電話番号	1154		昨年度整理番号	184			
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部障害者施策課						予算事業区分	既定事業				
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	40	年度							<input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理						根拠法令等	(1) 杉並区身体障害者福祉法施行細則 (2) 杉並区身体障害者相談員設置要綱
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	身体障害者の自立生活を支援し、地域で安心して生活できるようにします。					活動指標名(式)						(1) 相談件数 (2) 身体障害者相談員数
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○身体障害者とその家族の相談に身体障害者相談員が対応する。 ○緊急に支援を必要とする障害者に施設入所等の措置を行う。 ○グループホームを利用する身体障害者への家賃助成を行う。					成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標						成果指標名(1) 相談員の利用率 算定式・指標の説明等 相談件数÷身体障害者手帳所持者数×100 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等
区分		単位	21年度		22年度		23年度			24年度	計画(目標値)に対する23年度の達成率 %		
			実績		計画	実績	計画(目標値)		実績	計画			
指標	活動指標(1)	①	件	172	200	217	220	258	220	117.3			
	活動指標(2)	②	人	14	14	14	14	14	14	100.0			
	成果指標(1)	③	%	1.3	1.6	1.7	1.7	2.0	2.0	117.6			
	成果指標(2)	④											
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	2,470	1,258	1,189	1,620	1,150	1,258	23年度予算執行率%	71.0		
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内)委託費	⑦	千円	464	465	457	465	64	465				
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	0.31 0.00	0.30 0.00	0.30 0.00	0.30 0.00	0.37 0.00	0.30 0.00				
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	2,752	2,676	2,676	2,670	3,293			2,670	
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	0	0	0	0	0			0	
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	5,222	3,934	3,865	4,290	4,443	3,928				
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	30,360	19,670	17,811	19,500	17,221	17,855				
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	1	0	1	0			1	
		国からの補助金等	⑭	千円	0	0	0	0	0			0	
都からの補助金等		⑮	千円	2,381	533	596	533	567	0				
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯		⑰	千円	2,381	534	596	534	567	1				
差引:一般財源⑰-⑬		⑱	千円	2,841	3,400	3,269	3,756	3,876	3,927				
受益者負担比率⑬÷⑪		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 179

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)	
		身体障害者相談員	14	人	624	
	家賃助成	1	人	372		
	その他(事務費)			154		
	(2) 事業実績	身体障害者相談員制度は、気軽に相談できる身近な相談者として地域に強く根付いており評価しています。緩やかではありますが相談件数についても増加しており、身体障害者の自立生活の向上に貢献しています。障害者自立支援法により多様な相談機関が開設しており、相談員の役割も変化しつつあります。相談員の役割の明確化や相談技術の向上を強く求められています。 家賃助成の支給対象者は1名です。				
事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	○身体障害者手帳所持者数(4/1現在) 平成21年12,764人、平成22年12,876人、平成23年13,112人、平成24年13,300人 ○身体障害者相談員については、平成24年度より東京都から特別区へ権限が移譲されました。 ○障害者自立支援法施行後、措置によるサービス支給は例外的な場合に限られています。 ○平成21年度より身体障害者の方についても、障害者自立支援法に基づくグループホームの利用者対象者となり、平成23年度に利用の実績がありました。				
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	相談者のニーズが多様化、高度化していることから、相談に対応できる身体障害者相談員のスキルアップが求められています。				
	今後の予測	障害者の相談機関の多様化により、相談員への相談件数の増加は緩やかになると考えられます。グループホームの開設数の増加に伴い、家賃助成の対象者も増加が見込まれます。				
	評価と課題	身体障害者相談員制度は、気軽に相談できる身近な相談者として地域に強く根付いており評価しています。緩やかではありますが相談件数についても増加しており、身体障害者の自立生活の向上に貢献しています。障害者自立支援法により多様な相談機関が開設しており、相談員の役割も変化しつつあります。相談員の役割の明確化や相談技術の向上を強く求められています。				
改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充	● 現状維持	○ 縮 小	○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更	○ 実施方法の変更		
	平成23年度までは、身体障害者相談員については、身体障害者福祉法第12条の3で都道府県が行う事務とされ、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、特別区で実施していました。平成24年度より、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により身体障害者福祉法が改正され、身体障害者相談員への委託が東京都から特別区へ移管されることとなりました(ただし、相談員の研修については、障害者自立支援法第78条に基づき、東京都が行う事務となります)。障害者が住み慣れた地域で継続して生活していくためには、身近な存在である相談員の制度は欠かせません。複雑化する制度や新たなサービスの創設などに対応するため、相談員の役割の明確化や相談技術の向上が必要となります。 障害者自立支援法施行後、措置によるサービス支給は例外的な場合に限られています。しかし、障害者の高齢化や介護者の高齢化により、今後緊急に支援を必要とする場合も想定されます。 家賃助成については身体障害者がグループホームを利用し、継続して地域生活を行う上で重要であり、今後も事業の継続が必要です。なお、24年度から当家賃助成は、事業名:障害者グループホームに移行しています。					
特記事項						

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 180

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		家賃助成	97	人	27,935
	入居委託	2	所	7,426	
	知的障害者相談員	10	人	394	
	その他 (事務費ほか)			87	
	(2) 事業実績	相談員の活動は、相談指導の他、会議・行事等への参加など地域活動が583件あり、活動日数は延べ574日でした。 家賃助成の支給対象者は97人となり、年々増加しています。 知的障害者グループホーム(区長指定型)の入居委託は、2所となりました。(平成22年度3所)			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	内 容
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	<p>○愛の手帳所持者数(4月1日現在) 平成21年1,900人 平成22年1,952人 平成23年2,008人、平成24年2,072人</p> <p>○知的障害者相談員については、平成24年度より東京都から特別区へ権限が移譲されました。</p> <p>○障害者自立支援法施行後、措置によるサービス支給は例外的な場合に限られています。</p> <p>○知的障害者グループホーム(区長指定型)の入居委託に関しては、当初5所でしたが、障害者自立支援法に基づくグループホーム事業へ移行し、平成22年度は3所、平成23年度は2所となりました。</p> <p>地域で自立した生活を営むことができるよう、身近な相談機関の設置、家賃助成の継続の希望があります。</p>
	今後の予測	グループホームの開設数の増加に伴い、家賃助成の対象者も増加が見込まれます。相談員への相談件数については、障害者の相談機関の多様化により、緩やかな増加になると考えられます。
	評価と課題	知的障害者相談員制度は、気軽に相談できる身近な相談者として地域に強く根付いており評価しています。障害者自立支援法により多様な相談機関が開設しており、相談員の役割も変化しつつあります。 グループホームの家賃助成は、平成23年10月より国の制度として新たな家賃助成制度が創設されましたが、これまでどおり東京都の制度に区単独分を追加して実施し、さらなる助成額の拡充を図りました。対象者にとって自立した地域生活を営む上での経済的な基盤となっており、地域生活を行うことに寄与しています。

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充	● 現状維持	○ 縮 小	○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更		○ 実施方法の変更	
	<p>平成23年度までは、知的障害者相談員については、知的障害者福祉法第15条の2で都道府県が行う事務とされ、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、特別区で実施していました。平成24年度より、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により知的障害者福祉法が改正され、知的障害者相談員への委託が東京都から特別区へ移管されることとなりました(ただし、相談員の研修については、障害者自立支援法第78条に基づき、東京都が行う事務となります)。障害者が住み慣れた地域で継続して生活していくためには、身近な存在である相談員の制度は欠かせません。複雑化する制度や新たなサービスの創設などに対応するため、相談員の役割の明確化や相談技術の向上が必要となります。</p> <p>グループホームの開設数は年々増加しており、家賃助成の対象者も増える可能性があります。家賃助成については知的障害者がグループホームを利用し、継続して地域生活を行う上で重要であり、今後も事業の継続が必要です。なお、24年度から当家賃助成は、事業名:障害者グループホームに移行しています。</p>					

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	障害者自立支援サービス	款	4	項	1	目	3	事業	3	整理番号	181		
担当部課名	保健福祉部障害者施策課	係名	認定・給付係			連絡先電話番号	1155			昨年度整理番号	186		
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部障害者施策課							予算事業区分	既定事業			
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	18	年度							<input type="checkbox"/> 主要事業	
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠 (1) 障害者自立支援法 等 (2) 杉並区障害者自立支援法施行細則						
	支援を必要とする障害者(児)							活動指標名(式) (1) 障害福祉サービス支給決定者数 (2) 補装具費支給件数					
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	障害者(児)に対し、障害福祉サービス等を適切に支給することで、一人ひとりが地域で安心して、自分らしく生きていくことを目指します。						成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) (代)支給の申請をした人のうちサービスを利用した人の割合 算定式・指標の説明等 サービス利用者数÷支給申請者数×100 成果指標名(2) (代)身体障害者手帳所持者のうち、補装具の給付を受けた人の割合 算定式・指標の説明等 補装具費支給件数÷手帳所持者数×100					
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○支援の必要度を客観的に判断するための障害程度区分を認定し、障害者(児)一人ひとりの状況を勘案しながら安心して自分らしく生きるために必要かつ適切な障害福祉サービスの支給決定を行う。また併せて障害福祉サービス費、補装具費などの自立支援給付費の支給を行う。												
区分		単位	21年度		22年度		23年度			24年度計画	計画(目標値)に対する23年度の達成率 %		
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績						
指標	活動指標(1)	①	人	2,181	2,343	2,343	2,065	2,065	2,065	100.0			
	活動指標(2)	②	件	644	736	855	736	741	773	100.7			
	成果指標(1)	③	%	84.5	90.0	79.0	90.0	96.0	96.0	106.7			
	成果指標(2)	④	%	5.0	6.0	6.6	5.6	6.0	6.0	107.1			
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	3,726,153	4,340,518	4,311,097	4,711,809	4,709,815	4,888,405	23年度予算執行率%	100.0		
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項			
	(内)委託費	⑦	千円	17,221	14,966	14,964	18,160	18,025	17,695				
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	9.11 2.00	7.40 3.00	7.92 3.50	6.90 3.50	6.90 3.00	6.80 3.00				
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	80,888	66,008	70,646	61,410	61,410			60,520	
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	5,586	8,850	10,325	10,325	9,240			9,240	
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪	千円	3,812,627	4,415,376	4,392,068	4,783,544	4,780,465	4,958,165				
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫	円	1,748,110	1,884,497	1,874,549	2,316,486	2,314,995	2,401,048				
	財源	受益者負担分	⑬	千円	0	0	0	0	0			0	
		国からの補助金等	⑭	千円	1,767,098	2,067,530	2,053,167	1,903,349	1,904,392			1,997,186	
都からの補助金等		⑮	千円	925,747	1,038,209	1,042,514	1,026,361	1,029,252	1,005,305				
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	千円	2,692,845	3,105,739	3,095,681	2,929,710	2,933,644	3,002,491				
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱	千円	1,119,782	1,309,637	1,296,387	1,853,834	1,846,821	1,955,674				
受益者負担比率⑬÷⑪	⑲	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 181

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
		介護給付費	1,849	人	2,749,222
		訓練等給付費	775	人	914,027
		旧法施設支援	30	人	97,219
		補装具費	741	件	73,426
		その他（ 自立支援医療費、区分認定審査会等 ）	875,921		
	(2) 事業実績	福祉事務所、オブリガード職員による利用者との相談・申請を経て、支給認定会議で障害福祉サービスの支給決定を行いました。また、サービスの必要性を明らかにするために心身の状態を総合的に示す障害程度区分の判定のための調査や区分判定のための審査会を開催しました。 補装具費の給付は、福祉事務所の身体障害者福祉担当が相談・支給決定を行いました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	障害福祉サービス利用実績の推移(10月31日現在) 訪問系サービス 平成21年度 459人 平成22年度 466人 平成23年度 555人 通所系サービス 平成21年度 1,188人 平成22年度 1,387人 平成23年度 1,464人 居住系サービス(グループホーム等) 平成21年度 181人 平成22年度 191人 平成23年度 199人 補装具費 平成21年度 747件 平成22年度 644件 平成23年度741件	
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	障害者自立支援法による障害福祉サービスには、障害程度区分の認定有効期間、サービスの支給決定期間、利用者負担額の適用期間の3種類の期間があるため、更新手続きが煩雑であるとのご意見がありました。	
	今後の予測	「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)とするための法律案が国会で審議されています(平成24年6月現在)。	
	評価と課題	平成21年度と比べて、訪問系及び通所系サービスの利用者数は約20%増、またグループホーム・ケアホームは約9%増となっており、この事業が障害者の地域での安心した暮らしに寄与していると考えています。平成24年度から対象が拡大されたサービス等利用計画の作成及びモニタリングが、利用者への適切なサービスの支給につながるよう、相談支援事業者及びサービス提供事業者の質を向上させることが今後の課題です。	

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	<input type="radio"/> 拡 充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮 小 <input type="radio"/> 廃 止
		II 事業の改善	<input type="radio"/> 事業内容の変更 <input type="radio"/> 実施方法の変更

特記事項	国会における「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするための法律案の動向を踏まえ、平成25年4月に施行予定の障害者の範囲の変更や平成26年4月予定のグループホーム・ケアホームの一元化などの制度移行がスムーズに行くよう準備を行います。
------	---

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	障害者地域生活支援事業	款	4	項	1	目	3	事業	4	整理番号	182
担当部課名	保健福祉部障害者施策課	係名	管理係			連絡先電話番号	1142			昨年度整理番号	187
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部障害者施策課・障害者生活支援課						予算事業区分	既定事業		
事務事業の概要	事業開始	平成	▼	18	年度	<input checked="" type="checkbox"/> 主要事業					
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理	根拠 (1) 障害者自立支援法第77条				
	身体障害者、知的障害者、精神障害者 など						法令等 (2)				
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか) 障害者が住み慣れた地域で、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。						活動指標名(式) (1) 移動支援事業利用者数 (2) 自立生活支援センター等での相談件数(延べ人数)				
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順) ○相談支援、日常生活用具の給付・貸与、移動支援、地域活動支援センター、日帰りショートステイ、訪問入浴サービス等の利用は、対象者の申請に基づき、各事業の資格要件を判断した上で、サービスを給付または助成する。						成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 1カ月の移動支援利用者率 算定式・指標の説明等 移動支援事業利用者数÷移動支援事業支給決定者数×100 成果指標名(2) 新規の相談件数 算定式・指標の説明等					
区分		単位	21年度		22年度		23年度		24年度	計画(目標値)に対する23年度の達成率 %	
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画			
指標	活動指標(1)	①	人	482	530	542	560	578	630	103.2	
	活動指標(2)	②	件	16,729	18,000	22,102	24,000	27,352	20,000	114.0	
	成果指標(1)	③	%	54.5	55.0	60.4	60.0	60.0	66.0	100.0	
	成果指標(2)	④	件	973	1,000	973	1,000	853	500	85.3	
総事業費・コスト把握	事業費	⑤	千円	502,526	571,975	565,605	628,768	613,020	615,675	23年度予算執行率% 97.5	
	(内)投資的経費等	⑥	千円	0	0	0	0	0	0	特記事項	
	(内)委託費	⑦	千円	419,192	481,897	476,838	538,463	523,369	504,960		
	職員数(常勤 非常勤)	⑧	人	8.59 3.00	8.99 2.00	9.14 0.00	8.52 2.50	8.47 2.50	8.07 2.50		
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨	千円	76,271	80,191	81,529	75,828	75,383	71,823	
		(内)非常勤職員分	⑩	千円	8,379	5,900	0	7,700	7,700	7,700	
	総事業費⑤+⑨+⑩			⑪	千円	587,176	658,066	647,134	712,296	696,103	695,198
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①			⑫	円	1,218,207	1,241,634	1,193,974	1,271,957	1,204,330	1,103,489
	財源	受益者負担分	⑬	千円	10,898	4,624	3,736	3,663	3,824	3,853	
		国からの補助金等	⑭	千円	166,724	199,637	165,273	180,298	166,272	176,286	
都からの補助金等		⑮	千円	89,875	106,959	89,039	97,609	83,769	88,143		
その他の補助金等		⑯	千円	0	0	0	0	0	0		
特定財源計⑬+⑭+⑮+⑯			⑰	千円	267,497	311,220	258,048	281,570	253,865	268,282	
差引:一般財源⑰-⑬			⑱	千円	319,679	346,846	389,086	430,726	442,238	426,916	
受益者負担比率⑬÷⑪			⑲	%	1.9	0.7	0.6	0.5	0.5	0.6	

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 182

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		移動支援事業委託	124,361	時間	354,657
	日常生活用具の給付	6,227	件	81,052	
	訪問入浴サービス委託	2,038	回	18,852	
	相談支援事業運営(7所のうち6所委託) 総相談件数	27,352	件	90,866	
	その他(地域活動支援センター、更生訓練費、就職支度金、日帰りショート、自動車改造費ほか)			67,593	
	(2) 事業実績	<p>相談支援事業運営については相談や支援会議などの件数も年々増加し、区民、関係事業所、学校など関係機関への認知度、必要性が高まっています。総相談件数は、20,000件を目標にしていますが、実績は27,352件と目標を大きく上回りました。</p> <p>移動支援事業では重度視覚障害者の個別給付化(同行援護)が開始されたため、視覚障害者分での利用率が減少しましたが、その他の障害者分での利用率が増加した結果、前年度より増加しています。</p>			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成18年10月の障害者自立生活支援法本格施行に伴い、事業の再編・新規事業を開始しました。法施行3年目を迎えた平成20年度に法の見直しが行われました。平成22年12月には整備法が公布され、障害者自立支援法の一部が改正されました。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	日帰りショートステイ事業ではサービス提供事業者の不適切な業務運営により、利用者が適切なサービスを受けられないケースが発生し、事業者に対する指導、監督を徹底するよう要望が出されています。
	今後の予測	日帰りショートステイ事業は、放課後対策の意味合いとしての利用が増えています。24年4月児童福祉法の改正により、放課後等デイサービス事業が法制化されたことにより、今後の事業者の参入状況によつては、日帰りショートステイの利用目的が変わっていく可能性があります。法改正による相談支援体制の変更に伴って、相談支援事業所の種別により、相談の内容と業務量が増える見込みです。
	評価と課題	<p>移動支援事業、日帰りショートステイは、他の障害福祉サービスと併給されることが多いことから、自立支援給付サービスと合わせてサービス等利用計画の作成が必要となる場合があります。平成24年度からサービス等利用計画の作成対象者が大幅に拡大されたため、関係所管と調整し計画作成時のガイドラインの整備を進めていきます。</p> <p>相談支援事業については、区内の障害者の相談支援のあり方検討に基づき、指定特定相談事業所や基幹相談支援センターでの役割を含め、区内の相談支援体制の再構築と機能の充実を図ることが課題です。</p>

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充	● 現状維持	○ 縮 小	○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更	● 実施方法の変更		
	<p>○移動支援事業は、地域生活を営む上で必要不可欠であり、障害当事者の実情等に合わせた適切なサービスの提供が必要です。相談支援事業所のサービス等利用計画策定によりサービス水準が低下し、利用者の受益を損なわないよう、関連する障害福祉サービスとの調整等を行い、支給にあたってのガイドラインを作成するなど、適切なサービス提供が実施できるよう準備を進めていきます。</p> <p>○日帰りショートステイ事業は、平成24年4月に施行された放課後等デイサービス事業と利用者が重複する実態があることから、それぞれの事業に適した対象者にサービス提供を行うように事業間での調整、利用者への周知を行っていく必要があります。</p> <p>○地域生活支援事業に位置づけられている相談事業については、サービス等利用計画作成に至らない日常的な相談や、地域で孤立している困難ケースなどへの支援を民間の柔軟性をいかし、専門的で継続的に支えていく事業として、区内の相談体系の中に位置づけられる必要があります。また、これまで担ってきた福祉事務所の地域性を踏襲して一定の地域内の相談や支援関係のネットワークの構築なども行っていきます。</p>					

特記事項	
------	--

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 183

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		月額上限額負担助成	27	人	624
		義務教育就学児補装具自己負担助成	194	件	5,417
		その他 ()			240
	(2) 事業実績	毎年、障害福祉サービス利用者あてに利用者負担軽減・免除等申請書を送付し申請を受け付けています。また、申請に基づき収入等の確認を行い障害福祉サービス受給者証の発行をしています。義務教育就学児童の補装具費は、福祉事務所で保護者から申請を受付・決定し、障害者施策課で支払いをしています。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	主な国の利用者負担制度の見直し等 【事業開始】応益負担(サービス利用に応じて負担)【平成19年12月】低所得の方の月額上限額の引き下げ等【平成20年7月】世帯範囲の見直し等【平成21年7月】資産要件の撤廃等【平成22年4月】非課税世帯の利用者負担が無料【平成24年4月】法律上も応能負担とされた。高額障害福祉サービス等給付費の対象に補装具費が追加			
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)				
	今後の予測	国会に「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合福祉法)とするための法案が出されています。(平成24年6月現在)			
	評価と課題	義務教育就学児を対象とした補装具費自己負担分助成により、成長過程にいたる義務教育就学児のいる子育て世帯が、成長に合わせて必要な補装具を購入(修理)することが可能となっています。			

改善・見直しの方向(中長期)	今後の方向性(見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充	● 現状維持	○ 縮 小	○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更	○ 実施方法の変更		

特記事項	平成24年3月に、均等割り世帯への負担軽減助成を廃止しました。
------	---------------------------------

平成24年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	障害者福祉の啓発	款	4	項	1	目	3	事業	6	整理番号	184	
担当部課名	保健福祉部障害者施策課	係名	管理係			連絡先電話番号	1142			昨年度整理番号	189	
(平成23年度担当部課名)		保健福祉部障害者施策課						予算事業区分	既定事業			
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	51	年度							<input type="checkbox"/> 主要事業
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 内部管理	根拠法令等					(1) 障害者基本法第5条、7条、23条 (2) 杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱
	事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	区内在住で障害者手帳を取得している障害者、支援者及び関係機関。障害者福祉推進協議会委員。					活動指標名(式)					
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○障害のある人もない人もお互いにふれあう機会を通じて、ノーマライゼーションの理念についての理解と認識を深める。 ○障害者の生活に役立つ情報を正確かつ迅速に提供し、必要な情報を誰でも容易に得ることができる。					成果指標 ※(代)=適当な指標がない場合の代替指標					
		成果指標名(1)		障害者生活支援サイト「の～まらいふ杉並」年間アクセス数		算定式・指標の説明等						
		成果指標名(2)		障害者福祉推進協議会開催回数		算定式・指標の説明等						
区分		単位	21年度		22年度		23年度		24年度	計画(目標値)に対する23年度の達成率 %		
			実績	計画	実績	計画(目標値)	実績	計画				
指標	活動指標(1)	① 組	57	57	56	56	56	56	56	100.0		
	活動指標(2)	② 点	245	245	178	200	198	200	200	99.0		
	成果指標(1)	③ 件	107,847	200,000	164,107	200,000	286,223	200,000	200,000	143.1		
	成果指標(2)	④ 回	3	3	3	3	3	3	3	100.0		
総事業費・コスト把握	事業費	⑤ 千円	10,335	24,277	20,549	11,488	11,052	9,581	23年度予算執行率% 96.2			
	(内)投資的経費等	⑥ 千円	0	0	0	0	0	0	特記事項 ・成果指標(1)について、東日本大震災を受けて災害時の障害者の避難誘導等についてのコンテンツを掲載したことによりアクセス件数が増加したためです。			
	(内)委託費	⑦ 千円	8,235	16,154	13,301	8,113	8,073	7,046				
	職員数(常勤 非常勤)	⑧ 人	2.10 0.00	2.50 0.00	2.70 0.70	1.50 0.50	2.10 0.50	1.50 0.50				
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	⑨ 千円	18,646	22,300	24,084	13,350	18,690			13,350	
		(内)非常勤職員分	⑩ 千円	0	0	2,065	1,540	1,540			1,540	
	総事業費⑤+⑨+⑩	⑪ 千円	28,981	46,577	46,698	26,378	31,282	24,471				
	単位あたりコスト(⑪-⑥)÷①	⑫ 円	508,439	817,140	833,893	471,036	558,607	436,982				
	財源	受益者負担分	⑬ 千円	0	498	546	0	0			0	
		国からの補助金等	⑭ 千円	0	0	0	0	0			0	
都からの補助金等		⑮ 千円	3,499	3,506	3,507	4,692	4,371	3,507				
その他の補助金等		⑯ 千円	0	0	0	0	0	0				
特定財源計(⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰ 千円	3,499	4,004	4,053	4,692	4,371	3,507				
差引:一般財源(⑰-⑬)		⑱ 千円	25,482	42,573	42,645	21,686	26,911	20,964				
受益者負担比率⑬÷⑪	⑳ %	0.0	1.1	1.2	0.0	0.0	0.0					

平成24年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 184

23年度の事業実施状況	(1) 主な取組み	内 容	規 模	単 位	事業費(千円)
		障害者支援サイト			
		障害者週間事業			898
		全国在宅障害児・者実態調査			863
		その他 (障害者福祉推進協議会経費・管理事務費・郵送費等)			1,510
	(2) 事業実績	「障害者支援サイト」は、平成24年度9月末実施予定のJIS規格診断に向けて、アクセス情報の修正などの作業を行いました。 「ふれあいフェスタ」は、区・障害者団体連合会が共催しています。また、障害者週間のパネル展示やふれあい美術展を本庁舎で行い、他の用件で本庁舎を訪れた区民等も見学することができました。新たな福祉法制を検討するために「全国在宅障害児・者実態調査」を厚生労働省からの委託で実施しました。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	平成15年度より、障害者自立生活者等表彰の対象に、精神障害者を加え、三障害すべてを対象としました。平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、施設体系やサービス体系が大きく変化しました。杉並区障害者週間事業と一体で開催していた社会福祉協議会が主催する「うえるフェスタ」が、平成21年度で終了となりました。
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	家族や障害者本人の高齢化や障害の重度化等、障害者の実態に合わせた施策を実施して欲しい。サービスや制度の変更の際には、適切かつ速やかな情報の提供を行って欲しい。
	今後の予測	改正が予定される「障害者総合支援法」では、身体、知的、精神の三障害に難病患者の追加、サービス支給決定のあり方の見直し等が予定されています。障害関連の計画や施策の実施にあたって法改正の状況に留意しつつ進めていく必要があると推測されます。
	評価と課題	23年度より「障害者週間事業」PRチラシに音声コードを導入することにより、幅広い周知に努めました。また、区発行の印刷物にも音声コードを活用できるか、職員向けの研修会を実施するなど、引き続き、音声コードの導入拡大に努めます。 「障害者支援サイト」について、障害者の特性に配慮した構成を維持しつつ、より利便性の高い情報発信ツールとして機能向上を図っていく必要があります。

改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業の方向性	○ 拡 充	● 現状維持	○ 縮 小	○ 廃 止
		II 事業の改善	○ 事業内容の変更	○ 実施方法の変更		
	「ふれあいフェスタ」や「ふれあい美術展」等の障害者週間事業は、障害当事者の自立や社会参加を促す契機として重要な事業です。また地域社会や住民との交流することで障害者に対する理解を深化させる場を形成する観点からも継続して実施していく必要があります。平成22年度から実施主体の変更により、規模が縮小しましたが、障害当事者の特性が発揮できるような事業の実施方法等について検討するとともに、障害当事者や関係機関との連携を図り、協同して事業を運営していきます。 また「障害者総合支援法」への改正に備え、障害者施策の実施や方向性について検討していきます。					

特記事項	
------	--